

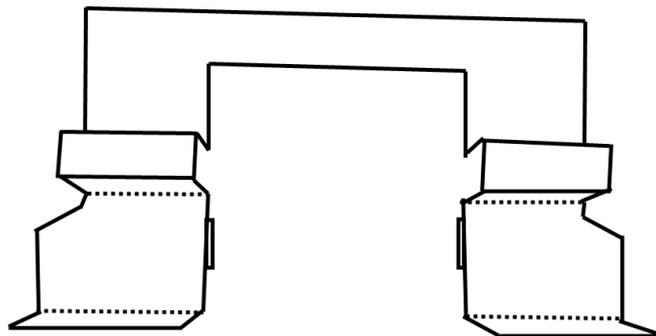
✦ 貨物概要

自動車用のブレーキパッドを保持等するために使用するステンレス製のブレーキ装置用パッドクリップで、自動車ブレーキのパッドとブラケットに適合するよう、ステンレス鋼をプレス加工して曲げた凹型の形状のもの。パッドとブラケットの間に装着し、振動による衝突を防止することで、ブレーキパッドの保持・防錆、ブラケットの摩耗防止等の役割を果たす。

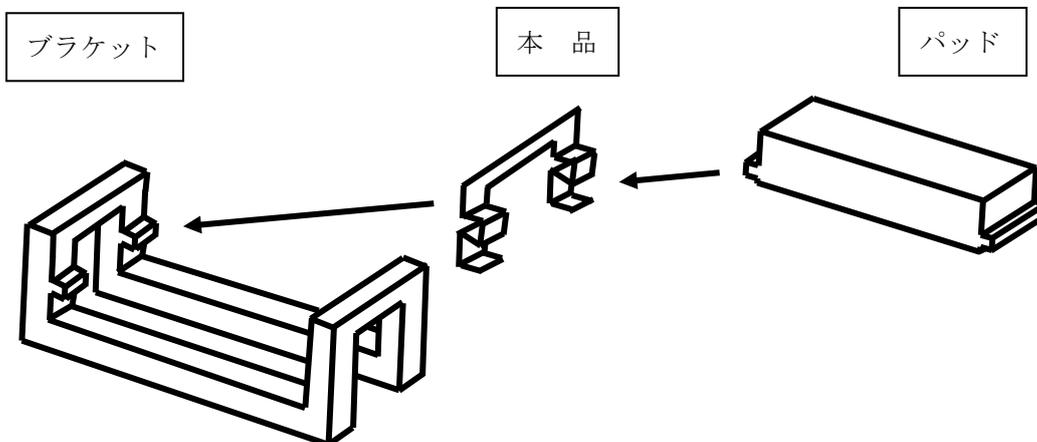
サイズ：（縦）約 8 cm、（横）約 5 cm

イラスト（※簡略図）

本 品



取付箇所



## 分類

関税率表第 8708.30 号（統計番号 8708.30-090）の自動車部分品

## 分類理由

本品は、自動車用のブレーキのパッド及びブラケットに取り付け、ブレーキのパッドの保持やブラケットの摩耗防止等の役割を果たすステンレス製のパッドクリップです。

本品は、自動車に取り付けるのに適した形状（自動車用のブレーキ装置の部分品として適合）を有しています。また、パッドを保持してブラケットとの間の衝突、摩擦を防止するためパッド及びブラケットの形状に適合するように特に設計されたものと認められることから、自動車に専ら又は主として使用する部分品として、関税率表第 17 部注 3 及び同表第 87.08 項の規定並びに同表解説第 87.08 項の記載により、同項に分類されます。

号の決定については、ブレーキの部分品として 8708.30 号の「ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品」に、さらに国内細分については、「ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）」（統計細分 010）ではないことから、「その他のもの」（統計細分 090）として上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）